

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

弔慰金は一定枠を超えると課税対象 弔慰金を有効活用して節税が可能

被相続人の死亡によって被相続人の勤め先等の雇用主などから弔慰金などの名目で受け取った金銭などのうち、実質上退職手当金等に該当すると認められる部分は相続税の対象となる。

これ以外の部分は、被相続人の死亡が、(1)業務上の死亡であるときは、被相続人の死亡当時の普通給与の3年分相当額、(2)業務上の死亡でないときは、被相続人の死亡当時の普通給与の半年分(6ヵ月分)相当額が、「弔慰金に相当する金額」として非課税となる。これを超えた場合は、その部分に相当する金額が退職手当金等として相続税の課税対象となるので、注意したい。

この弔慰金等には上記のように非課税枠があるので有効活用ができる。

例えば、被相続人の役員報酬が150万円/月(賞与を除く)、死亡原因が非業務上のケースで、死亡退職金6000万円ですべて弔慰金でゼロの場合は、当然ながら死亡退職金6000万円全額が課税対象となる。

しかし、死亡退職金5000万円と弔慰金1000万円に分けてもらった場合は、弔慰金の非課税枠が「150万円×6ヵ月=900万円」があり、退職金としての課税対象額は「1000万円-900万円=100万円」となり、死亡退職金5000万円+100万円の計5100万円が課税対象となる。このように、「退職金」だけでももらう場合と「退職金と弔慰金」に分けてもらう場合とでは、相続財産としての課税対象が900万円も違ってくるので、有効活用したい。

「おもしろおかしく」の堀場さん逝く ベンチャー企業のDNA、京都をけん引

京都市の堀場製作所創業者の堀場雅夫最高顧問が、今夏90歳で亡くなった。ベンチャー企業の宝庫である京都にあって、レジェンド起業家経営者として内外にHORIBAの名を轟かせ、まさに巨星逝くという表現に合う最期だった。

HORIBA(堀場製作所とグループ会社)は「環境」「健康」「エネルギー」など暮らしに欠かせない分野で、分析・計測機器を提供するグローバル企業。世界シェア80%のエンジン排ガス計測システムなど、世界トップクラスのシェアの製品が売上高の約6割を占める。

堀場さんは京都帝国大在学中に前身の堀場無線研究所を創業した。53歳で社長を退いた。

後半生は学者志望の夢を起業家支援の活動に切り替え、「京都企業」のDNAを後世に繋ぐことに専念した。島津製作所、京セラ、村田製作所、オムロンなど多大な影響を与えた。

レジェンド経営者には、名言も遺産となる。「イヤならやめろ」「出る杭になれ」「人の話なんか聞くな」「もっとわがままになれ」。新技術や発想でゼロから大企業に挑むベンチャービジネスの支援活動に力を注いだ。ただ、近年の有力なベンチャー企業が育たない現状には無念さもあった。若者たちに「もっと面白いことに飛びついて、リスクを取って挑戦しろ」と注文を出した。同社の社是は「おもしろおかしく」と冗談のようだが、冷静なマーケット(市場戦略家)でもあった。

弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております!!
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。